平成２５年（フ）第５号
千葉県香取市佐原イ1524番地20
債務者　沼尻ヒロミ
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第４４０号
愛知県海部郡大治町大字西條字平ケ野82番地コーポ平ケ野101号
債務者　新井　久美
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６５５号
名古屋市瑞穂区宝田町３丁目２番地の２　アネックス宝田２Ｅ号、従前の住所名古屋市南区外山１丁目６番２号　プレスイン新瑞１Ｆ号
債務者　山口　賢真
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７７号
京都府京田辺市薪小欠１番地の９
債務者　松井　有子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３７８号
京都府京田辺市薪小欠１番地の９
債務者　松井　栄貴
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４２５号
京都市北区上賀茂舟着町12番地25　サンハイム上賀茂105号室、前住所愛知県岡崎市大樹寺１丁目３番地７　スターダスト203
債務者　鹿内　　洋
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４４９号
京都府八幡市男山八望２番地―Ｃ19―103
債務者　岡山　　勝
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４５９号
京都市南区壬生通八条下る東寺町586番地
債務者　斯波　千秋
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０９号
大阪府松原市田井城４丁目９番28―101号
債務者　最上　裕一
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１７６号
堺市南区赤坂台３丁９番27―408号、住民票上の住所堺市中区大野芝町31番地20　フォルタル大野芝203号
債務者　舩冨　　明
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３１１号
大阪府南河内郡河南町大字一須賀475番地の１―101号、前住所大阪府南河内郡河南町さくら坂２丁目17番14号
債務者　中尾　　悟
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３７３号
堺市堺区西湊町５丁３番５号
債務者　岸　　洋介
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３９７号
堺市中区深井中町340番地　府営深井中町住宅３棟203号
債務者　大西　嘉次
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４２６号
大阪府富田林市平町２丁目８番34号、住民票上の住所大阪市東淀川区東中島２丁目16番10―803号
債務者　山崎　順子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
高知県吾川郡いの町枝川5811番地２　いの町営住宅枝川団地16号
債務者　大坪真理子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９８号
高知県香南市吉川町古川496番地１
債務者　刈谷　　進
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９９号
高知県香南市吉川町古川496番地１
債務者　刈谷　典子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
高知地方裁判所破産係